

第3 類似商号の判断について

類似商号の判断は、**基本的に従来と同様の方法**による。したがって、日本文字による商号とローマ字商号との間又はローマ字商号相互間においても、その**主要部分が同一又は類似であるかどうかによって判断**することになる。

なお、ローマ字商号について特に留意すべき点は、次のとおりである（類似・非類似の例は、判断の例示であり、**具体的な事件においては、商号全体を観察し、取引の通念に従って判断**する必要があることは当然である。）。

1 日本文字商号との比較

主要部分の読みが一致（類似）する場合には、原則として類似商号に当たると解される。この場合、ローマ字部分の読みは、我が国における当該単語の一般的な読み方によるべきであり、英単語としての読みには限られないが、個々のローマ字の読み（第2の2の(2)のオの場合）について、ドイツ語読み（アー、ベー、ツエーなど）、フランス語読み（ア、ベ、セなど）等を考慮する必要はない。

また、ローマ字部分について複数の読みが可能な場合には、そのいずれかに一致（類似）する読みの日本文字商号も、類似と解される（ただし、第2の2の(2)の力により、追加的な読みの入力を不要としたものは、考慮することを要しない。また、第2の2の(2)のキにより申請人から聴取した読みは、参考として考慮する。）。

なお、日本文字による主要部分の意味とローマ字部分の単語の意味とが一致することのみから、類似と判断する必要はない。

ア 類似と解される例

- 「MEIJI」と「明治」
- 「ITO（又はITOH）」と「伊藤」
- 「THEATER」と「シアター」
- 「CHANSON」と「シャンソン」
- 「ABC」と「エイビイシー（又はエービーシー）」
- 「CAD」と「キャド」又は「シーエーディー」
- 「ISO」と「アイエスオー」又は「イソ」
- 「TOM」と「トム」又は「ティーオーエム」
- 「YOU」と「ユー」又は「ワイオーユー」

商号全体から見て、ローマ字部分について、そのような読みをしないと解される場合には、類似とは判断しない（例えば、「TOM&SAM」の「TOM」は「ティーオーエム」と、「THANK YOU」の「YOU」は「ワイオーユー」と読まないと解される。）。

- 「ANA」と「エイエヌエイ」又は「アナ」

「J S A T」と「ジェイサット」又は「ジェイエスエイテイー」
「F O O D S」と「フード」又は「フーズ」
「2 1」と「二十一」
「L u c k y 7」と「ラッキーセブン」
「J 1」と「ジェイワン」

イ 非類似と解される例

「H O P E」と「希望」
「P E A R L」と「真珠」

2 ローマ字商号相互の間の比較

ローマ字商号相互の間においては、主に文字上の類似の観点から判断すべきである。この場合には、大文字と小文字の相違及び区切りのための符号の有無は、原則として無視して差し支えない。また、主要部分の末尾に付される複数形を表す「S」及び所有格を表す「 S」も、原則として無視して差し支えない。

なお、次の場合には、類似に当たる場合がある。

- (1) 日本語をローマ字表記する場合の表記方法（ヘボン式，訓令式）の違いによってローマ字の綴りが相違する場合には、類似に当たる。
- (2) 「I」（大文字のアイ）・「l」（小文字のエル）・「1」（数字）、「O」（大文字のオー）・「o」（小文字のオー）・「0」（数字）については、商号全体を観察した上で、相違があっても類似に当たる場合がある。

ア 類似と解される例

「A B C」と「a b c」と「A b c」と「A・B・C」
「A B C I」と「A B C l」と「A B C 1」
「C a t」と「C a t s」
「S A T O」と「S A T O H」
「C h i b a」（ヘボン式）と「T i b a」（訓令式）

イ 非類似と解される例

「A B C」と「A B D」
「Y Z X」と「Z Y X」
「D A T A」と「D A T E」
「R I G H T」と「L I G H T」
「B A N」と「V A N」
「7 7」と「7 7 7」
「Q」と「9」